

○竹富町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

平成29年 3月16日

告示第6号

(目的)

第1条 町長は、住宅の質の向上を図るため、町民が自己の居住する住宅を施工事業者を介して住宅のリフォーム工事（以下「工事」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で竹富町住宅リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、竹富町補助金等交付規則（昭和56年6月4日規則第4号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、以下の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 竹富町内に存する住宅であって、自らの居住の用に供する住宅及び住宅に付属する住宅設備をいう。
- (2) 工事 住宅の機能や性能を維持・向上させるために行うリフォームで、住宅の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等の工事をいう。
- (3) 空き家 一戸建て家屋の居住の用に供する建造物のうち、居住する者がいないことが常態であって、その期間はおおむね1年以上であるものをいう。

(補助対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 第14条の規定による完了届の提出までに補助対象住宅に居住し、本町の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 補助対象となる住宅の所有者又は第14条の規定による完了届の提出までに補助対象住宅の所有者となる者及び借家又は共同住宅等に居住する者で

ある場合は、所有者より工事の同意を得られる者

- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）による居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を受けていない者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による住宅改修費の支給を受けていない者
- (5) 国、県又は町の他の制度による補助又は扶助を受けていない者
- (6) 申請日現在において、補助を受けようとする者及び世帯員が本町の公的義務（町税、使用料、負担金、貸付金等）の納付を果たす者
- (7) 補助交付決定年度1月末日に工事を完了し、かつ完了届を提出できる者（補助対象住宅）

第4条 補助の対象となる住宅は、町内に存在する住宅で、次に掲げる住宅とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 補助対象者が所有又は所有する見込みの住宅
- (2) 借家住宅（住宅の所有者が、工事を承諾する場合）
- (3) 共同住宅等（住宅の所有者が、工事を承諾する場合）
- (4) 建築後1年を経過している住宅
- (5) 関係法令に違反していない住宅

2 前項に掲げる住宅については、居住部分を補助対象とし、共同住宅の共用部分又は非居住部分（店舗、事務所、車庫、倉庫又は外構等）については、補助の対象としない。

（補助対象工事）

第5条 補助対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、総工費10万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以上の工事で、次の各号に掲げる工事とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 次のいずれかに該当するバリアフリー改修工事
 - ア 通路等の拡幅
 - イ 階段の勾配の緩和

- ウ 浴槽改良
- エ 便所改良
- オ 手すりの取付け
- カ 段差の解消
- キ 出入口の戸の改良
- ク 滑りにくい床材料への取替え
- ケ その他町長がバリアフリーに資するとして認める改修工事

(2) 次のいずれかに該当する省エネ改修工事

- ア 窓の断熱工事
- イ 床の断熱工事
- ウ 屋根、天井の断熱工事
- エ 壁の断熱工事
- オ その他町長が省エネに資するとして認める改修工事

(3) 次のいずれかに該当する空き家の改修工事

- ア 既存住戸内の間取りを変更する工事
- イ 台所、浴室、洗面所又は便所の改修
- ウ 給排水、電気又はガス設備の改修
- エ 屋根、外壁等の外装の改修
- オ その他町長が空き家の有効活用に資するとして認める改修工事

(4) 次のいずれかに該当する住宅の耐久性を向上させる改修工事

- ア 柱、^{はり}梁など主要構造部の剥離したコンクリートの除去又は補修
- イ ^{ひさし}庇、天井裏等落下した場合の危険性が高い部位の剥離したコンクリートの除去又は補修
- ウ 柱、^{はり}梁の接合部の剛性を高める金物にする改修
- エ 柱、^{はり}梁、壁、筋かい又は基礎の補強
- オ 火打ち^{はり}梁又は構造用合板による床面の補強
- カ ブレース又は鉄板壁による壁面の補強

- キ 座屈止めの追加工事
 - ク 不使用となった屋上タンクの除去
 - ケ 居間、寝室等長時間を居住の用に供する部屋の補強
 - コ その他町長が耐久性の向上に資するとして認める改修工事
- 2 補助金の交付決定後に着手し、着工年度の1月末日までに工事が完了するものであること。
- 3 施工事業者が行う工事であること。
- 4 国、県又は町の他の制度による補助を受けていないこと。
- 5 住宅リフォーム^{かし}瑕疵担保責任保険料（工事検査料含む。）
- 6 前5項の規定にかかわらず、次に掲げる工事又は経費については、補助対象としない。
- (1) 申請者自らが施工する工事
 - (2) 移動又は取り外し可能な製品及び電化製品の購入及び設置に要する費用
 - (3) 倉庫、車庫、駐車場、造園、門扉又は外構の工事
 - (4) 共同住宅の共用部分の工事
 - (5) 電話、ケーブルテレビ、インターネット等の宅外回線引込工事
 - (6) 土地購入費用
 - (7) 広告看板等の設置費用
 - (8) 工事機械、工具又は備品等の購入経費
 - (9) 災害等による保険給付金の対象となる工事
 - (10) 国、県又は町の他の制度において、対象となる経費
 - (11) 原則として第8条の規定による補助金の交付決定前に着手した工事
 - (12) 補助対象工事を一括して第三者に請負させた工事
 - (13) 住宅の解体のみ行う工事
 - (14) その他の補助対象工事に関係がない工事
- 7 補助対象となる工事等を行う施工事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 八重山郡内に事務所がある法人
 - (2) 八重山郡内に住民登録している個人事業者
- (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）に10分の2を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該補助金の額が20万円を超える場合は、20万円を限度とする。

(補助の条件)

第7条 同一住宅及び同一補助対象者については、1回を限度とし、共有名義の住宅については、共有者の内1人に限り補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者が補助金の交付申請をしようとするときは、竹富町住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事費用見積書及び工事請負契約書の写し（工事内容がわかるもの）
 - (2) 第3条第1項第6号に規定する納付を証明する義務履行確認書（第2号様式）
 - (3) 工事着手前写真台帳（第3号様式）又はこれに代わる同等の書類
 - (4) 建物登記簿謄本及び固定資産証明書又は建物の売買契約書若しくはこれに代わる書類
 - (5) 住民票謄本
 - (6) 借家又は共同住宅等である場合は、住宅の所有者が記入した竹富町住宅リフォーム支援事業工事承諾書（第4号様式）
 - (7) 位置図
 - (8) 委任状（申請を代理で行う場合）
 - (9) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定及び取下げ)

第9条 町長は、申請書が提出されたときは、その内容を審査し必要に応じ現地調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、竹富町住宅リフォーム支援事業補助金交付決定（却下）通知書（第5号様式）をもって申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定の通知を受けた申請者は、前条の規定による申請後に、自己の都合により補助金交付申請又は補助金交付決定を取下げ場合は、竹富町住宅リフォーム支援事業補助金交付取下げ書（第6号様式）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 町長は、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、前条第1項の交付決定を取消することができる。

- (1) 申請者の虚偽、その他不正行為が認められた場合
- (2) 前条による交付決定の通知後、申請者が工事着手予定日を過ぎても、工事を着手する見込みがない場合
- (3) その他、町長が認めた場合

2 町長は、前項の規定により交付決定を取消した場合は、竹富町住宅リフォーム支援事業補助金交付決定取消し通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第11条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（内容の変更）

第12条 申請者が、第8条の交付決定内容の変更をしようとするときは、あらかじめ竹富町住宅リフォーム支援事業補助金交付決定内容変更申請書（第8号様式）に変更内容が確認できる書類を添えて町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、内容を審査しその結果を竹富町住宅リフォーム支援事業補助金交付決定内容変更承認（不承認）通知書（第9号

様式)により申請者に通知する。

(状況報告及び実施検査)

第13条 町長は、必要があるときは、工事の遂行状況に関し申請者に報告を求め、又は職員に実施検査を行わせることができる。

(完了報告)

第14条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、完成後30日以内に竹富町住宅リフォーム支援事業工事完了届(第10号様式。以下「完了届」という。)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 補助対象工事に係る費用の領収書又はこれに代わるもの及び明細書の写し
- (2) 工事完了写真台帳(第11号様式)又はこれに代わる同等の書類
- (3) 施工事業者が記入した竹富町住宅リフォーム支援事業工事完了証明書(第12号様式)
- (4) 借家又は共同住宅等である場合は、住宅の所有者が記入した竹富町住宅リフォーム支援事業工事完了確認書(第13号様式)
- (5) 所有権の移転が確認できる登記簿謄本(申請後に所有者となった場合)
- (6) 産業廃棄物処理が分かる書類
- (7) その他、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する完了届けが提出されたときは、その内容を審査し必要に応じ現地調査等を行うことができる。

3 町長は、前項に規定する調査の結果、補助対象工事が補助金交付決定の内容に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を講ずるよう申請者に命ずることができる。

(補助金の額の確定)

第15条 町長は、前条の完了届けが、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、竹富町住宅リフォーム支援事業補助金交付確定通知書(第14号様式。以下「確定通知書」と

いう。)により申請者に通知しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第16条 申請者は、前条の規定により確定通知書を受けたときは、竹富町住宅リフォーム支援事業補助金交付請求書(第15号様式。以下「請求書」という。)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求書を受理したときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第17条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件若しくは町長の指示に違反したとき。

(2) 補助対象工事を承認なく変更等したとき。

(3) 虚偽その他不正の行為により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 町長は、前条の規定により補助金の交付の取消しを決定したときは、竹富町住宅リフォーム支援事業補助金返還命令書(第16号様式)により、期限を定めて、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 申請者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、町長の定める期限内に、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。